附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十一号）による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金に係る請求手続については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十五号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第八項並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第二十九条第四号、第三十二条並びに第三十五条第一項並びに第二項第一号及び第三号の規定に基づき、子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令

（令第二十九条第四号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第一条　子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第二十九条第四号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知

二　国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三　国税徴収法第百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

八　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

九　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

十　国税通則法第六十三条の規定の例による免除

十一　国税通則法第百二十三条第一項の規定の例による交付

（厚生労働大臣に対して通知する事項）

第二条　令第三十二条の規定により、日本年金機構（以下「機構」という。）が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容

二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由

三　その他必要な事項

（令第三十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める権限）

第三条　令第三十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める権限は、第一条第一号、第二号及び第六号から第九号までに掲げる権限とする。

（令第三十五条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める月数）

第四条　令第三十五条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める月数は、二十四月とする。

（令第三十五条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める徴収金）

第五条　令第三十五条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十八条第一項、第七十四条第二項及び第百九条第二項（同法第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十七条第一項、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金

（令第三十五条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める金額）

第六条　令第三十五条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める金額は、一億円とする。

（法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務）

第七条　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務は、次に掲げるものとする。

一　法第六十九条第一項の規定による法第七十一条第二項の拠出金等（法第六十九条第一項第一号に掲げる者から徴収するものに限る。）の徴収に係る事務（令第二十九条第一号から第五号までに掲げる権限を行使する事務、機構が行う収納、法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十六条第一項の規定による督促、同条第二項の規定による督促状の発行並びに次号、第三号及び第五号に掲げる事務を除く。）

二　法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

三　法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

四　法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（令第二十九条第三号から第五号までに掲げる権限を行使する事務、機構が行う収納、法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促、同条第二項の規定による督促状の発行並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

五　第一条に規定する権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第七十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項及び第二項並びに第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百四条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に対して、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二条第一項に規定する高年齢者（以下この条において「高年齢者」という。）の職域の拡大、作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等の雇用環境整備の取組に係る計画（以下この条において「環境整備計画」という。）を提出し、当該環境整備計画が高年齢者の安定した雇用の確保のために適当であると認められる事業主であること。

ロ　環境整備計画に基づく措置として、次に掲げるいずれかの措置を実施し、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(1)　新たな事業の分野への進出又は企業における労働者の年齢別構成の高齢化に対応した職務の設計を行うこと等による、高年齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職場又は職務の創設